

入札公告

発注件名	ノート型パソコン 17 台の賃貸借
予算執行者	公益財団法人長野県産業振興機構 理事長 山浦 愛幸
契約種類	物件の借入れ（リース契約）
契約期間	令和 8 年（2026 年）3 月 16 日から令和 13 年（2031 年）2 月 28 日まで
履行場所	公益財団法人長野県産業振興機構 本部
契約方法	一般競争入札
入札・開札の日時	令和 8 年 3 月 9 日（月）午前 11 時 00 分
入札・開札の場所	長野県工業技術総合センター 4 階 第一研修室
説明書等	別紙入札説明書による（添付のとおり）
契約書	別紙賃貸借契約書（案）による（添付のとおり）
本件発注に係る照会先	〒380-0928 長野県長野市若里一丁目 18 番 1 号 公益財団法人長野県産業振興機構 総務管理部 電話：026-226-8101
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 2 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の欄の等級区分が A 又は B に区分されている者であること。 3 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。 4 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。 5 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。 6 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
説明会	開催しない
技術資料等の提出内容	次のとおり技術資料等を提出すること。 なお、入札書提出時までに仕様等を満たしていると認められなかったときは、当該入札書を落札決定の対象としない。ただし、仕様書記載の参考機種については、技術資料の提出を要しない。

	<p>1 技術資料等の内容</p> <p>ア 納入予定物品一覧表</p> <p>イ 納入予定物品の仕様に関する説明書（カタログ等）</p> <p>ウ メンテナンス体制に関する説明書</p> <p>2 提出期限及び場所</p> <p>ア 日時 令和8年3月5日（木） 午後3時</p> <p>イ 場所 長野県産業振興機構 総務管理部</p>
その他	<p>1 入札参加希望者に求められる事項</p> <p>この入札に参加を希望する者は、令和8年3月5日（木）午後3時までに入札説明書に定める必要事項について説明した書類を総務管理部に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、開札日の前日（休日の場合は、その前日）午後5時までに入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>2 入札保証金</p> <p>入札保証金とは、入札参加者があらかじめ公益財団法人長野県産業振興機構（以下、「当機構」という。）に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は当機構に帰属します。</p> <p>入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を入札書提出時までに納付してください。ただし、次の(1)又は(2)に該当するときは、納付する必要はありません。</p> <p>(1) 入札参加者が保険会社との間に当機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。</p> <p>3 入札方法</p> <p>本入札は、対象全事業分の総額をもって入札に付すものです。</p> <p>入札する金額は、対象物件17台分のリース料の総額とします。積算の際は、①1台あたりの令和8年（2026年）3月分（16日間）のリース料（月額リース料を当該月の暦日数により日割り計算した額とし、1円未満は切り捨てとする）と、②1台あたりの令和8年（2026年）4月分から令和13年（2031年）2月分まで（59か月分）のリース料を算出し、①と②を合算した額の17倍の額を総額としてください。支払回数は60回とし、端数調整は初回支払時に行うものとします。契約の締結に際しては事業ごとに分割して行います。事業ごとの契約金額は上記1台あたりのリース料総額に基づき、それぞれの物件数に応じて算出します。これらを踏まえた積算根拠を入札内訳書に記載してください。</p> <p>入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>なお、落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします（入札書に記載された</p>

	<p>金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)</p> <p>4 入札の無効 入札説明書 11 の各号の一に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>5 郵送入札の可否 郵送による入札は、受け付けません。</p> <p>6 開札時の立ち会い 開札は、入札参加者が出席して行うものとします。この場合において、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行いますので、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したとみなします。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 その他詳細は入札説明書及び仕様書によります。</p>
仕様書	ノート型パソコン賃貸借仕様書
入札書様式	入札書
	入札内訳書
添付 ファイル	入札説明書
	賃貸借契約書 (案)
	入札申込書
	委任状
	入札参加に係る説明書